

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年6月23日
環境省水・大気環境局大気環境課

令和5年3月14日（火）から令和5年4月13日（木）にかけて大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和5年3月14日（火）～同年4月13日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

14件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課
電話：03-3581-3351（内線 6534）

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	建築物と工作物の定義については令和2年 11 月 30 日付け環水大大第 2011301 号で示されており、工作物は建築物以外のものとされているが、大気汚染防止法第2条第 11 項では「建築物その他工作物」という表現もあり、建築物は工作物の一部と解され、法と通知で矛盾が生じている。工作物の事前調査者の資格化を義務化するに当たって、建築物と工作物の定義をあらためて整理し見解を示すか、不整合であれば修正を行ってはどうか。	本意見募集の対象に関する内容ではありませんが、大気汚染防止法第2条第 11 項においては「建築物その他の工作物」を「建築物等」としています。「その他の」は、前の語句が後ろの語句の例示である場合に用いられます。すなわち、法においても建築物は工作物の一部と解されていることから、通知において工作物の概念を「「建築物」以外のもの」としており、法と通知の間で御指摘のような不整合はありません。
2	工作物の事前調査者も建築物同様に有資格化すると案であるが、大気汚染防止法では建築物と工作物に係る規制(事前調査等の義務化など)がなされているが、石綿障害予防規則では船舶も規制されている。大気汚染防止法で船舶が規制されていないのはなぜか。	本意見募集の対象に関する内容ではありませんが、大気汚染防止法における石綿に係る規制は、建築物等の解体等に伴う粉じんの排出等を規制することにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護すること等を目的としています。船舶における適正なアスベストの取扱いについては、国土交通省及び厚生労働省において必要な検討が行われていると承知しています。
3	事前調査については、石綿含有材料の有無を把握するためのものであるため、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」といった曖昧な文言ではこの例外規定に該当するかどうかを非資格者が判断できないことから、「塗料、モルタル、コンクリート補修剤」といった明確な記載としてもらいたい。なお、法違反への該当性が問われることから施行通知で判断を示すことは不適切である。	「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)が含まれます。 これらの材料が使用されているかどうかは、解体等工事に携わる者であれば設計図書や目視で確認できるものと考えます。また、分かりやすさの観点から、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」の詳細については、施行通知でお示しする予定です。
4	同案では、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う」場合、全ての工作物について、必要な知識を有する者が行うこととされている。 しかし、工事対象となる工作物に「石綿等が使用されているおそれのある材料」が使用されているか否かは、調査を行わなければ確定することができない。必要な知識を有する者が関与しない場合、「石綿等が使用されているおそれのある材料」を使用していないことは、だれが確認するの	「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)が含まれます。 これらの材料が使用されているかどうかは、解体等工事に携わる者であれば設計図書や目視で確認できるものと考えます。特定工作物以外の工作物に係る解体等工事においては、元請業者等がこれらの材料が使用されているかを確認し、使用されている場合は、工作物石綿事前調査者等の

	御意見の要旨	御意見に対する回答
	か？ また、「石綿等が使用されているおそれのある材料」を使用していない場合は、そもそも「解体等工事」に該当せず、調査が不要になるのではないか？	必要な知識を有する者に石綿を含有する建築材料であるか調査させることとしています。
5	特定工作物以外の工作物について、必要な知識を要する者が調査をすることの要否を分けるのであれば、環水大大第 2011301 号の記載に準じて、「石綿等が使用されているおそれのない材料のみ使用していると明らかな場合」に限り、必要な知識を有する者以外でも調査可能とするべきである。 なお、環水大大第 2011301 号では「？ガラス等」「？電球等」の「等」が何を指すかが明らかでなく、地方自治体の指導に差異を生じている可能性があるため、省令の公布と合わせて「石綿等が使用されているおそれのない材料」を限定列挙した通知を出していただきたい。	特定工作物告示に規定する工作物以外の工作物に係る解体等工事のうち、塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去の作業を伴う場合に限って、建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者が調査を行うこととしています。 「石綿等が含まれていないことが明らかな材料」を漏れなく限定列挙することは現時点では困難ですが、今後、新たな知見等に基づきお示しできる情報があれば、施行通知等でお示ししたいと考えています。
6	ジョイントシートガasketについて、平成 24 年 2 月末まで製造等禁止の例外とされていたことから石綿含有のおそれが高いと思われるが、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料」には含まれるか。どのような基準で「おそれがある材料」の該当性判断が行われるのか。	石綿を含有するジョイントシートガasket等の特定建築材料が使用されているおそれが大きい工作物は、環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第 77 号。以下「特定工作物」という。）として規定しており、特定工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴うものに限り、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととすることとしています。 また、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）が含まれます。分かりやすさの観点から、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料」の詳細については、施行通知でお示しする予定です。
7	平成 24 年 3 月に石綿等の製造等が全面禁止されていることから、設置時期から判断して石綿が使用されているおそれがない場合には非資格者による事前調査を認めることで、発注者の費用負担を減らすことが妥当ではないか。	令和 2 年 11 月 30 日付け環水大大発第 2011301 号環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」において、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日を設計図書その他の書面により調査す

	御意見の要旨	御意見に対する回答
	例えば、繰り返し改修する工作物について、有資格者による調査費用が毎回発生することで発注者の負担増となる。	るに当たっては、建築物石綿含有建材調査者等を活用することは要しないこととしています。 また、平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した工作物について、同一の部分定期的に改造又は補修する場合は、当該改修又は補修作業を伴う建設工事について一度報告を行えば、同一部分の工事については、その後の報告は要しないこととしています。
8	建築物石綿含有建材調査者が義務とされる際、3 年程度で 30 万人から 40 万人程度の育成に向けて取り組むとしていたが、その見込みは立っていない。そのような中、工作物石綿事前調査者については、施行期日までに何人程度の育成を見込んでいるのか。令和 8 年 1 月施行は早すぎるのではないか。	工作物石綿事前調査者の必要人数については、約 6～8 万人程度が見込まれるため、資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも 2 年から 2 年半程度の準備期間を確保し、工作物石綿事前調査者の育成に取り組んでまいります。 現在、厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」によれば、建築物の石綿事前調査者の必要人数については、約 11～12 万人程度が見込まれるとされており、令和 5 年 1 月末時点で建築物石綿含有建材調査者講習修了者数は約 9 万人となっています。
9	工作物の石綿含有建材調査について、追加講習の内容を「特定」と「一般」で分けるべきであると考え。 理由として、「特定」調査者は資格取得過程で実地調査研修を行っているため調査範囲が工作物と限定される前よりすべての建築物および構造物を対象としている。また面接もあり、調査者としての責任・使命感が多い人が多いが、現行の 2 日間で試験まで終了する「一般」調査者講習では何となく取得する人が多いと感じる。試験内容も合格率を上げるため、文章問題が多く、写真等による建材の調査票試験のような試験問題が無いため、「一般」調査者と調査対象である建材を相互に確認すると書面調査(矩計図、平面図、伏せ図等)で確認ができない、疎い調査者が散見される。目視調査においても分析に至る根拠が不明確な理由であることが多い。	本意見募集の対象に関する内容ではありませんが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
10	事前調査報告の対象工作物も含めて特定工	本意見募集の対象に関する内容ではありません

	御意見の要旨	御意見に対する回答
	作物にあたるかの判断が難しいケースがある(送電ケーブル、通信ケーブル、蓄電設備、工業用パイプラインなど)。各自治体で判断が異なることもあるため、一律に判断できるよう改めてわかりやすく具体的に対象となる工作物を提示してほしい。	んが、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
11	大気汚染防止法では、設計図書等の書面の確認や外観の目視も「調査」としているし、外部から目視できない場所を含め、全ての材料について石綿の有無を把握することを求めている。省令を改正するにあたっては、これらの実情に沿ったものとしていただきたい。	本意見募集の対象に関する内容ではありませんが、事前調査は、解体等工事に係る建築物等の全ての部分について行うこととしています。なお、当該建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所がある場合には、目視が可能となった時点で目視による調査を行うこととしています。
12	すでに建築物石綿含有建材調査等の資格を持っている者にとって新たに工作物の資格を取得させるのは手間だと感じる。既存の資格を有する者は事前調査に資格が必要な工作物全てについて調査できることとすれば良いと思う。	建築物とは構造や石綿含有材料が異なる工作物で、調査に当たり当該工作物に係る知識を必要とする工作物の事前調査については、工作物石綿事前調査者が行うこととし、建築物と一体になっている設備である工作物、主に建材が使用されている工作物、又は建材類似の工作物の事前調査については、工作物石綿事前調査者に加え、建築物石綿含有建材調査者等も事前調査を実施できることとしています。
13	建築物石綿含有建材調査者等の資格を活用できる工作物と別途新規の資格が必要な工作物との線引きについてどのような基準でなされたのか。	建築物とは構造や石綿含有材料が異なる工作物で、調査に当たり当該工作物に係る知識を必要とする工作物の事前調査については、工作物石綿事前調査者が行うこととし、建築物と一体になっている設備である工作物、主に建材が使用されている工作物、又は建材類似の工作物の事前調査については、工作物石綿事前調査者に加え、建築物石綿含有建材調査者等も事前調査を実施できることとしています。
14	建築物内にある工作物(当該工作物を事前調査するのに新たな資格が必要な工作物)について、当該工作物を撤去する際建築物及び工作物の両方に切断などの影響を及ぼす場合は建築物と工作物どちらの資格(事前調査者の資格)も必要になるのか。 また、建築物内に工作物(当該工作物を事前調査するのに新たな資格が必要な工作物)をボ	建築物又は工作物に係る解体等工事に当たっては、建築物については建築物石綿含有建材調査者等に、工作物については当該工作物の種類に応じて工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者等に調査を行わせなければならないこととしています。 また、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知「大気汚

	御意見の要旨	御意見に対する回答
	ルト固定しておりボルトを外すだけで済む場合(きわめて軽微な損傷しか及ぼさないとして解体等工事に該当しない場合)は事前調査に資格者は必要ないという解釈で良いか。	染防止法の一部を改正する法律の施行等について」において、除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業などは、大気汚染防止法における建築物等の解体等工事に該当しないこととしており、したがって大気汚染防止法に基づく事前調査も不要となります。

※ 頂いた御意見について、一部要約し、整理しています。

また、本改正案の内容と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。